

野洲市上下水道料金システム構築業務公募型プロポーザル方式実施公告

野洲市上下水道料金システム構築業務について、公募型プロポーザル方式により業者選定を行うので、次のとおり公告する。

令和4年6月2日

野洲市長 栢木 進

1. 業務概要

- (1) 業務名：野洲市上下水道料金システム構築業務
- (2) 業務内容：別紙 野洲市上下水道料金システム構築業務仕様書のとおり
- (3) 業務期間：契約締結日から令和5年2月28日まで

2. 見積限度額

委託料の上限は月額400,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

3. 実施形式 公募型

4. スケジュール（予定）

- 令和4年6月2日（木）公募開始
- 令和4年6月14日（火）質疑受付締切
- 令和4年6月16日（木）質疑に対する回答
- 令和4年6月23日（木）参加資格審査結果の通知
- 令和4年7月11日（月）企画提案書等の提出締切
- 令和4年7月26日（火）プレゼンテーション審査

5. 参加資格の要件

- (1) プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 野洲市から野洲市建設工事等入札参加停止基準（平成20年野洲市告示第88号）に基づく入札参加停止又は野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準（平成16年野洲市訓令第33号）に基づく指名停止を現に受けていないこと。
 - ③ 国税、地方税を滞納していない者であること。（過去を含めて税に未納がないこと。）
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしてい

る者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- ⑤ 野洲市暴力団排除条例（平成 23 年野洲市条例第 22 号）第 6 条の規定により、次のアからカの要件に該当する者でないこと。

ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

- ⑥ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク又は ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を取得している者

- ⑦ 緊急時、迅速に対応できる体制を整えていること。

- ⑧ その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

- (2) 次に掲げる書類を提出し、確認を受けた上で、本プロポーザルに参加することができるものとする。

なお、市の野洲市建設工事等入札参加有資格者名簿に登載された者又は野洲市物品供給、役務提供業者一覧表に登載された者は、次の①から⑤の書類を省略することができる。

- ① 法人にあっては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）

- ② 個人にあっては、身分証明書

- ③ 法人にあっては、国税（法人税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含

めて税に未納がないことが確認できること。)

- ④ 個人にあっては、国税（所得税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）

- ⑤ 暴力団排除に関する誓約書及び会社役員名簿

(3) 参加者は、候補者決定までの間に、本要領に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

(4) 各提出期限までに参加申込書及び添付書類を全て提出するほか、提出後においても、本市が必要に応じて請求する書類を提出できる者であること。

6. 選定方法等のこと

プレゼンテーション審査は原則公開で行う（審査対象事業者及びその関係者については、割り当てられた時間以外の入室は認めない。また、社会情勢等により傍聴を中止する場合がある。）ものとし、全ての提案事業者のプレゼンテーション審査終了後、審査委員会による審査を行い、受託候補事業者及び次点事業者を選定する。なお、参加申込多数の場合は、書類選考を1次審査として実施し、2次審査のプレゼンテーション審査をかけることができる事業者を3者程度に選定する。

7. 留意事項

(1) 提出資料の取扱い

ア 提出された書類は、全て返却しない。

イ 提出後の差替え及び追加・削除は、認めない。

ウ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とともに本プロポーザル参加停止措置を行うことがある。

エ 提出書類は、提出した者に無断で本審査以外には利用しない。

オ 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

カ 企画提案書の提出は、1提案者当たり1案とする。

(2) 情報の公開及び提供

市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、野洲市情報公開条例（平成16年野洲市条例第9号。）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があるので、この情報に該当すると考えられる部分がある場合には、予め文書（様式任意）により申し出ること。

なお、本プロポーザルの受託候補事業者決定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

(3) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提案者の負担とする。やむを得ない事情により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止することがある。なお、この場合においても、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。

(5) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式任意）を野洲市みず事業所上下水道課に提出すること。

(6) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- カ 見積書の金額が、「2 見積限度額」にある額を超過した場合

(7) 著作権の管理

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）をすることができるものとする。

(8) 提案者は、本プロポーザル実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

8. 手続きに関すること

(1) 問合せ先

〒520-2492 滋賀県野洲市西河原2400番地
野洲市みず事業所上下水道課 担当：荒川、大井
TEL：077-589-6433(直通)
FAX：077-589-5041
E-mail：jougesui@city.yasu.lg.jp

(2) 資料及び各手続について

「野洲市上下水道料金システム構築業務実施要領」による。
市ホームページからダウンロードすること。なお、提出書類についても同様とする。